

[事案 2022-92] 損害賠償請求

・令和5年2月1日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年10月に契約した外貨建個人年金保険が満期になったため、解約しようとしたところ、解約返戻金は一時所得となり、課税されることが判明した。しかし、以下の理由により、一時所得にかかる税金額、および受領できなくなる子ども（2名）の児童育成手当額を損害賠償してほしい。

- (1) 契約時、募集人から2回に分けて解約すれば非課税になると誤った説明をされた。また、令和3年および令和4年に代理店や保険会社の職員に問い合わせた際も、同様の説明を受けた。
- (2) 児童育成手当の助成を受けているため、確定申告が必要な保険には入れないこと、税金がかからない保険（一時所得が50万以下となるもの）を希望していることは募集人に説明していた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約時に申立人の主張するような説明は行っていない。
- (2) 契約加入後の誤説明は認めるが、契約内容の変更等につながっておらず、新しく課税を発生させるものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、契約後とはいえ募集人が契約の重要な部分に関して誤説明を行っていたことが認められることから、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。